

第1～3学年学生諸君

学生主事

令和元年度後期授業料免除について 【特別措置・対象者限定】

授業料免除が下記のとおり実施されます。授業料免除を希望する学生は、9月17日（火）17時までに学生課学生係へ申し出、申請書類を受領し、10月1日（火）17時までに学生課学生係へ必要書類を提出してください。
公平を期するためにも、締切後の申請は一切受理しません。

なお、締切後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生課学生係に申し出ること。

記

1. 授業料免除の対象者

- ①就学支援金で授業料の全額が支援されない者で、平成31年4月以降において、学資負担者（主として学費を負担している者）が死亡した場合、または学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ②就学支援金制度36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない者であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ③高等学校等就学支援金の対象となる本科1～3年以外の者で、平成31年4月以降において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ④就学支援金制度対象であり、学費負担者が課税期日中に日本国内に在住しておらず課税証明書が発行されない等の理由により、加算が認められない又は申請できない者であり、かつ、学業優秀と認められる場合

※ ①風水害等の災害は居住する家屋等が床上浸水以上の被害を受けた場合、または家屋の被害により2日以上避難を余儀なくされた場合となります。詳しくは学生係までお問い合わせください。

2. 免除実施額

後期分授業料の全額もしくは半額

- ・高等学校等就学支援金制度にて、10月以降の授業料が全額支援される場合は授業料免除申請の対象外となります。
- ・高等学校等就学支援金制度にて、10月以降の授業料が半額以上支援される場合は、授業料免除審査結果が半額だった際に、申請を取り下げてもらう必要があります。

3. 注意事項

審査は高専機構が行います。予算が限られているため、基準を満たしていても許可されない場合があります。また、申請には必要書類の提出・面接の手続きが必要です。指定した期日までに書類の提出がない場合等は申請を辞退してもらうことがあります。

※ 不明な点があれば学生課学生係までお問い合わせください。

以上